附　則

（業務方法書の記載事項等の特例）

第三条　前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条から第八条まで、第九条から第十一条の二まで、第十四条及び第十七条中「産業基盤整備業務」とあるのは、「産業基盤整備業務並びに機構法附則第七条、第八条の三、第八条の五、第八条の七及び第八条の九に規定する業務」とする。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和四年二月十五日から施行する。

○農林水産省令第八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月十五日

農林水産大臣　金子原二郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（毒薬及び劇薬）	（毒薬及び劇薬）
第百六十三条　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。	**第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　塩化三・七―ビス（ジメチルアミノ）フェノチアジン―五―イウム（別名メチルチオニニウム）及びその製剤。ただし、一アンプル中塩化三・七―ビス（ジメチルアミノ）フェノチアジン―五―イウムとして五〇ミリグラム以下を含有する注射剤を除く。	（新設）
七　塩化三・七―ビス（ジメチルアミノ）フェノチアジン―五―イウム（別名メチルチオニニウム）の製剤であって一アンプル中塩化三・七―ビス（ジメチルアミノ）フェノチアジン―五―イウムとして五〇ミリグラム以下を含有する注射剤	（新設）
八～十　（略）	六～八　（略）
十一　五―Ｏ―デメチル―二二・二三―ジヒドロアベルメクチンＡ１ａ及び五―Ｏ―デメチル―二五―デ（一―メチルプロピル）―二二・二三―ジヒドロ―二五―（一―メチルエチル）アベルメクチンＡ１ａの混合物（別名イベルメクチン）及びその製剤。ただし、五―Ｏ―デメチル―二二・二三―ジヒドロアベルメクチンＡ１ａ及び五―Ｏ―デメチル―二五―デ（一―メチルプロピル）―二二・二三―ジヒドロ―二五―（一―メチルエチル）アベルメクチンＡ１ａの混合物として五・〇パーセント以下を含有する錠剤を除く。	（新設）
十二　五―Ｏ―デメチル―二二・二三―ジヒドロアベルメクチンＡ１ａ及び五―Ｏ―デメチル―二五―デ（一―メチルプロピル）―二二・二三―ジヒドロ―二五―（一―メチルエチル）アベルメクチンＡ１ａの混合物として五・〇パーセント以下を含有する錠剤	（新設）
別表第二（第百六十三条関係）	別表第二（第百六十三条関係）
毒薬	毒薬
一～五　（略）	一～五　（略）
六　メチレンブルー（別名メチルチオニニウム）及びその製剤。ただし、メチレンブルー五パーセント以下を含有するものを除く。	（新設）
七　（略）	六　（略）
劇薬　（略）	劇薬　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。